

世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年3月世田谷区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「270,655円と28円35銭」を「293,440円と30円73銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担については、なお従前の例による。